

保険から現金が支給されます

国保加入者が出産した場合や死亡した場合は、申請すると現金が支給されます。

項 目	説 明	申請に必要なもの
①加入者が出産したとき	世帯主に出産育児一時金が支払われます	母子健康手帳、医師の証明書、印鑑
①加入者が死亡したとき	葬儀を行った人に葬祭費が支払われます	医師の証明書、保険証、印鑑

※入院時の食事代は、高額療養費（高額医療費）の支給の対象になりません。

保険証が使えなかったとき、払い戻しが受けられます

次のような場合保険証が使えません。医療費を全額負担したとき、国保に申請し、審査で決定すると自己負担分を除いた額が支給されます。

事 例	申 請 に 必 要 な も の
① 旅先で急病になり、保険証を持たずに診療を受けたとき	病院での診療内容の明細書、領収書、保険証、印鑑
② 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代を支払ったとき	申請請求書、医師の証明書、領収書、保険証、印鑑
③ 海外旅行中などに治療を受けたとき	病院での診療内容の明細書、領収書、保険証、印鑑

負担が大きくなったら払い戻しが受けられます（高額療養費）

1カ月間に医療機関に支払った費用が限度額を超えた場合、超えた分を払い戻します。病院等の窓口で支払った領収書、印鑑、預金通帳(口座振込み)を各総合支所及び住民センター市民窓口班へ申請してください。

国保の保険証が使えない場合があります

次のようなときは、国保のサービスが受けられません。全額皆さんの負担になります。

病気とみなされないもの	給付が制限されるもの
① 正常な妊娠・出産(出産育児一時金を支給します。)	① けんかや泥酔などによる病気やけが
② 経済上の理由による妊娠中絶	② 犯罪を犯したときや、故意による病気やけが
③ 歯列矯正・美容整形	③ 医師や国保からの指示に従わなかった場合
④ 健康診断・集団検診・予防接種	
⑤ 日常生活に支障のないわきがやしみなどの治療	
⑥ 仕事上のけが(労災保険の適用)	

交通事故などにあったとき

交通事故にあって他人の飼い犬にかまれたなど、第三者の行為によって、けがや病気をしたとき、国保でお医者さんにかかります。医療費は、加害者が全額負担することが原則です。国保では医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

届け出を忘れずに

第三者の行為によるけがや病気について国保で医療を受けるときは、必ず事前に国保に連絡し、速やかに「第三者行為による傷病届」を提出しましょう。

お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 TEL050-3381-5040

国民健康保険の給付のしくみ

国保では、保険証を病院などの窓口で提示することで、必要な医療を実際にかかっている医療費よりもずっと少ない負担で受けられます。正常な出産で国保が使えないときについては、現金が支給されます。このように保険証で受けられる給付と受けられない給付があります。安心してお医者さんにかかるように知っておくと、いざというときに役立ちます。

医療費の一部の負担でお医者さんにかかります

国保では、かかった医療費の一部を負担するだけでお医者さんにかかります。負担の割合は、年齢別に次のようになります。

0歳～2歳	3歳～69歳	70歳以上
2割負担	3割負担	1割負担（現役並み所得者は3割負担）

例）医療費が10,000円かかった場合、あなたの病院窓口での負担は次のようになります。

区 分	医 療 費	負 担 割 合	窓 口 負 担 金
0～2歳	10,000円	2割	2,000円
3～69歳		3割	3,000円
70歳以上（1割）		1割	1,000円
70歳以上（3割）		3割	3,000円

入院時の食事代も安くなります

入院中の食事代も国保が費用の一部を負担します。1食につき次の金額を支払ってください。平成18年10月から次のようになりました。

住民税非課税世帯の方が入院される場合は、「標準負担額減額認定証」が必要です。

70才以上の方（低所得Ⅰ、Ⅱに該当者）は「限度額適用・標準負担額認定証」が必要です。

国保の窓口で交付を受けて、医療機関に提出してください。

一 般 の 世 帯		1食 260円
①70歳未満の国保世帯	住民税非課税世帯	90日までの入院
		1食 210円
		90日を超える入院
		1食 160円

②70歳以上の高齢者世帯

区 分		食 費（一食単位）	居住費（日 額）
現役並所得者・一般 入院時生活療養費（1）の病院に入院		460円 （1日3食 1,380円）	320円
現役並所得者・一般 入院時生活療養費（2）の病院に入院		420円 （1日3食 1,260円）	320円
低 所 得 者	区分Ⅱ(非課税・所得あり)	210円 （1日3食 630円）	320円
	区分Ⅰ(非課税・所得なし) (年金収入80万円以下)	130円 （1日3食 390円）	320円
	区分Ⅰ(非課税・老齢福祉年金受給)	100円 （1日3食 300円）	無 料

※②表は「病養病床」に入院した場合です。それ以外の一般病床については従前どおりの負担となります。